

# 埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金 取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 補助対象事業（要綱第2条関係）

- (1) 補助対象となる施設・事業所等は、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に障害福祉サービス事業所等の指定を受けている者とする。
- (2) 運営する施設・事業所等において利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

## 3 補助対象経費（要綱第4条関係）

- (1) 衛生用品とは、以下のようなものをいう。
  - ・マスク、手袋、消毒液など
- (2) 感染防止対策に要する備品とは、以下のものをいう。
  - ・パーテーション
  - ・パルスオキシメーター

## 4 申請手続（要綱第5条関係）

本事業に係る手続は、オンラインによる申請又は電子メール若しくは郵送により、以下のとおり行うものとする。

なお、障害福祉サービス報酬等を国保連に請求している事業者については、原則としてオンラインにより申請すること。

- (1) 精算払いの場合
  - ア 交付申請 【事業者→県】
  - イ 審査 【県】
  - ウ 交付決定通知【県→事業者】  
兼確定通知
  - エ 補助金の支給【県→事業者】

### 附 則

この要領は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月1日から適用する。